

平成 18 年 6 月 9 日

お客様各位

メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社

## 金融庁による業務改善命令について

弊社では、去る 3 月より証券取引等監視委員会による検査を受け、その結果、本年 5 月 31 日に同委員会から金融庁に対し処分勧告がなされていましたが、本日、この勧告に基づく業務改善命令を金融庁より受けました。弊社のお客様(受益者の皆様および販売会社の皆様)をはじめ、関係各方面の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

当該業務改善命令の内容は、法令等遵守及び内部管理体制の更なる強化等のための業務改善計画の策定と実行を求めるものです。

業務改善命令の対象となった事由の概要は以下の通りです。

- (1) 投資信託財産及び投資一任契約運用資産相互間において取引を指図等する行為が、投資信託法、および日本証券投資顧問業協会理事会決議に違反すると認められたこと。
- (2) 投資信託における誤発注で発生した損失を受益者に負担させていたとともに、当該誤発注取引の発生および訂正処理の内容について受益者に説明していなかった状況が、投資信託法上の善管注意義務違反に該当すると認められたこと。

弊社では今回の事態を厳粛に受け止め、健全かつ適切な業務運営を確保すべく、法令遵守および内部管理体制の更なる強化に取り組んでゆく所存でございます。上記指摘事項についてはすでに改善策の検討を進めるとともに一部を実施しておりますが、今後速やかに具体的な業務改善計画を策定し、金融庁に提出する予定です。

なお、このたびの業務改善命令は、弊社の既存の業務に影響を及ぼすものではなく、投資信託の追加設定、一部解約、収益分配金支払い等の全ての業務は平常通り行われます。また、弊社が設定・運用する投資信託や、運用再委託を受けております投資信託の基準価額や収益分配金等の修正はございません。

以上